

『おおがきびより』 SNS フォト & 動画コンテスト募集要項

1 概要・趣旨

ご自身の SNS に大垣市の魅力を投稿していただいたものの中から優秀作品を選定し、表彰と副賞を贈呈します。

2 募集期間

令和 6 年 7 月 10 日(水)～令和 6 年 9 月 30 日(月)

3 選定結果の公開日

令和 6 年 11 月

4 応募対象

- (1) 応募対象の SNS は X (旧 Twitter)、Instagram、Facebook の 3 つです。
- (2) SNS で大垣市を PR してくれる人であれば誰でも参加可能です。
- (3) 未成年の方は保護者の同意が必要です。ツイッター、インスタグラムへの投稿記事は、保護者の同意が得られているものとみなします。
- (4) 投稿記事は、市公式アカウントで紹介するほか、市が運営する大垣市移住・定住ポータルサイト「大垣暮らしのすすめ」や広報おおがきなど市の広報や PR 等に使用させていただく場合があります。二次利用にご承諾いただける人のみ、ご応募をお願いします。(本キャンペーンへの参加をもって同意したものとみなします。)

5 応募方法

- (1) 募集期間中に大垣市のイベント、特産品、お店、風景など大垣市の魅力が伝わる写真にコメントと「#大垣」「#フォトコン」「#おおがきびより」の 3 つのハッシュタグを付けて投稿してください。
ただし、以下の投稿は抽選の対象になりませんので、ご注意ください。
 - ① 上記ハッシュタグの無い投稿、ハッシュタグの打ち間違い等がある投稿
 - ② 投稿の設定が「非公開」や「限定公開」になっている投稿
- (2) 写真は過去に撮影・投稿したものでも構いませんが、その場合は募集期間内に再投稿してください。

6 プレゼント

募集期間毎に抽選で3名様に「ふるさと納税で人気の大垣特産品」をプレゼントします。(年間合計9名様)

※プレゼント当選者へは、抽選後に大垣市公式アカウントからダイレクトメッセージをお送りします。メッセージに記載している期限までに添付の投稿フォームにより必要な情報をご返信いただくと「当選確定」となります。(期限までに返信がない場合やメッセージを受付できない設定になっているアカウントの場合は、当選無効となります。)

なお、プレゼントの発送は、日本国内に限らせていただきます。

7 注意事項

- (1) 投稿記事は市が運営する大垣市移住・定住ポータルサイト「大垣暮らしのすすめ」や「広報おおがき」など市の広報やPR等は無償で使用することができるものとします。その際、市は必要に応じて投稿の一部を加工・改変の上使用する場合があります。
- (2) 投稿記事の著作権は応募者に帰属しますが、応募された時点で市が無償で使用することについて同意したものとみなします。
- (3) 投稿記事の写真は、応募者が撮影した写真であり、他者によりすでに発表されているものと同様または類似するものではなく、第三者の権利を侵害しないものに限りします。
- (4) 投稿記事について、肖像権や著作権など第三者の権利侵害に関わる問題が発生した場合は、すべて応募者の責任とします。
- (5) 投稿の際には、位置情報共有機能をオフにすることを推奨いたします。
- (6) 未成年の方が応募する場合は、保護者の同意が必要になります。投稿記事は、保護者の同意が得られているものとみなします。
- (7) 募集期間内に応募者がアカウントを削除または非公開とした場合や、大垣市と関係のない投稿、その他不正が発覚した場合は、抽選の対象外となります。
- (8) 応募者の国籍等は問いませんが、賞品の発送は国内のみに限りします。
- (9) 応募者から得た個人情報は、記念品の発送(当選通知書等)及び本キャンペーンの目的に必要な範囲のみ使用します。
- (10) 通信上のリスクはご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。万が一、第三者の違法行為により、応募者の個人情報が漏えいした場合、市に過失がない限り一切の責任を負いかねます。

(11) 以下の内容にあてはまる投稿は禁止します。また、市が以下の内容にあてはまると判断した場合は、キャンペーンの対象外とします。

- ① 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- ② 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ③ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ④ 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ⑤ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑥ 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ⑦ 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- ⑧ 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- ⑨ 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ⑩ 有害なプログラム等
- ⑪ わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ⑫ その他市が不適切と判断するもの